

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和元年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名 称：北九州市立玄海青年の家  
所 在 地：北九州市若松区大字竹並126番地の2  
建 設 年：昭和45年  
敷地面積 22,331㎡  
延床面積 4,683㎡  
主な施設【宿泊室】 8人用×20室、8～50人用×7室  
【研修室】 大研修室×1室、中研修室×1室、小研修室×3室  
【その他】 体育館、多目的ホール、グラウンド、食堂、キャンプ場、  
キャンプファイヤー場、野外炊飯場  
業務内容：施設の管理運営業務、提案業務、その他業務

#### (2) 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名 称：玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体  
所 在 地：小倉北区堺町一丁目6番15号  
構成団体：太平ビルサービス(株)北九州支店・(有)カヌースクール九州  
構成団体の主な業務内容：  
・太平ビルサービス(株)北九州支店：  
建物の総合管理（清掃、設備、警備、サービス、環境衛生）  
・(有)カヌースクール九州：  
カヌースクール業務、カヌー指導者養成事業、カヌー用品販売業務、  
カヌーイベント受託業務、水辺の安全管理業務、環境教育業務

## 2 指定の経緯

令和元年 7月25日～ 8月15日	募集要項の配布
令和元年 8月16日	募集説明会の開催
令和元年 8月23日～ 9月 6日	申請書及び事業計画書の受付
令和元年 9月25日	指定管理者検討会（ヒアリング）
令和元年10月	指定管理者候補を決定

### (1) 応募資格

- ・ 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）
- ・ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・ 募集説明会に参加していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること）  
グループでの応募の場合は、応募時に共同企業体を結成し、代表団体を定めて、上記の要件を、その代表団体に求める。
- ・ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするように努め、最低1団体は地元団体とすること。

### (2) 応募状況

説明会参加：3団体

応募件数：1団体（玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体）

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

## 4 検討会構成員

- ・ [学識経験者]  
村上 太郎（九州女子大学人間科学部 講師）
- ・ [地元市民代表]  
古川 裕子（花房地区まちづくり協議会 会長）
- ・ [市民代表]  
香山 陽子（北九州市PTA協議会 副会長）
- ・ [有識者]  
中村 雄美子（特定非営利活動法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee 代表理事）
- ・ [会計・経営分野]  
松木 摩耶子（松木公認会計士税理士事務所 所長）

## 5 選定基準

選定基準	選定のポイント
<b>1 指定管理者としての適性</b>	
(1) 玄海青年の家の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解したうえで、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくための人的基盤や財政基盤等を有しており、または確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果をあげているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ○複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
<b>2 管理運営計画の適格性</b>	
<b>【有効性】</b>	
(1) 玄海青年の家の設置目的の達成に向けた取組み	○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○受入れ事業に取り組み姿勢や考え方、提案が適切であるか。 ○主催事業への取り組み姿勢や考え方、提案が適切であるか。 ○市の青少年教育行政の方針や施設の持つ特性を十分理解し、民間の利点を生かした提案であるか。 ○新たなプログラム開発のための研究や情報収集等の方策が十分考えられているか。 ○施設の利用者の増加のための実施可能な提案であるか。 ○施設の設置目的に応じた広報活動に関する効果的な提案であるか。
(2) 利用者の満足度	○利用者の満足が得られるよう考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう考えられているか。 ○サービスの質を維持、向上するための具体的な提案がなされているか。
<b>【効率性】</b>	
(3) 管理運営（指定管理業務）に係る経費	○管理運営（指定管理業務）に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。 ○再委託が適切な水準で行われているか。
<b>【適正性】</b>	
(5) 管理運営体制	○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたっての人員配置、ローテーション、バックアップ体制の考え方が適切であるか。 ○施設を運営するための知識や経験を有する職員の具体的な採用計画があり、または確保の見込みがあるか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○他の青少年施設や学校及び地域との連携について考えられているか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制	○施設の利用者の個人情報保護のための対策が考えられているか。 ○利用者が平等、公平に利用できるよう配慮されているか。 ○日常の事故防止等の安全対策や事故発生時の対応等が考えられているか。 ○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制等が考えられているか。



## (2) 検討会における主な意見

- ・ 基本方針に市が掲げているSDGsを取り入れたり、ユニバーサルデザインなどへの心がけは評価できる。
- ・ 若いスタッフの確保については、現状は手探り状態であり、苦慮していることが伺える。
- ・ 財政基盤に問題はないようである。
- ・ 実績や経験について、これまでの管理運営、他の施設も複数管理運営しているということでは申し分ない。
- ・ 少子化の中、幼児を対象としたプログラムにも取り組もうとする姿勢は非常に評価できる。
- ・ 子どもたちの健全育成については、本当に良く考えている印象を受ける。
- ・ 今後も多くの利用者へ提供できるプランや活動などに期待する。
- ・ 利用者増への広報など、更なる強化を期待する。
- ・ 地域の避難所になっており、危機管理体制として備蓄品も備えていることが確認できるなど安心した。

## (3) 検討会における検討結果

これまでの実績や経験に加え、新たな取り組みや更なる利便性の向上を目指す意識の高さ、積極的に地域との連携を図ろうとする姿勢などを踏まえて、市の要求水準を満たしており、指定管理者として十分な能力を有していると考えられる。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体を指定管理者候補に選定した。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・ 共同企業体である人的基盤や財政基盤の強みや利点を生かした管理運営が期待できる。
- ・ 本市の青少年健全育成施策について、専門知識や資格、経験を十分に有しており、同施設の管理に対する強い意欲が感じられる。
- ・ 利用者のニーズに迅速かつ丁寧に対応しようとする姿勢が明確である。
- ・ 他に管理している青少年施設との相互協力により、効率的、安定的な人員体制を維持できる。

## 8 提案額

令和2年度	108,661千円
令和3年度	108,887千円
令和4年度	108,712千円
令和5年度	109,003千円
令和7年度	109,067千円